

第3次生駒市教育大綱 アクションプラン案 ＜令和7年度＞

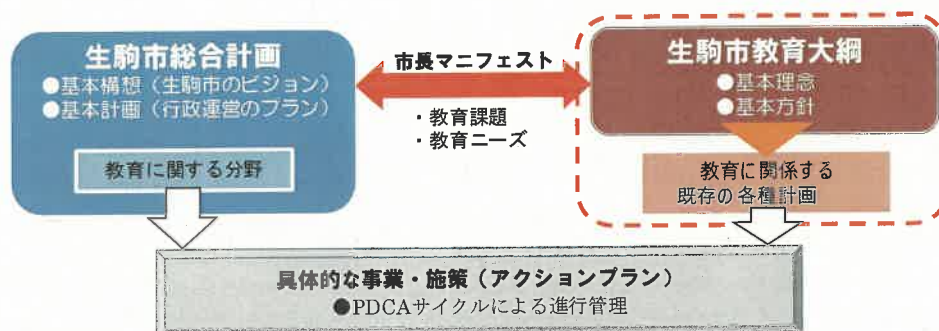
【スポーツ振興課所管分抜粋】

生駒市教育委員会

第3次生駒市教育大綱アクションプランとは

生駒市では、「地方教育行政の組織及び運営に関する法律」第1条の3の規定に基づき、市の教育、学術及び文化の振興に関する総合的な施策の大綱である「第3次生駒市教育大綱」を定め、本大綱に基づく事業・施策を進めています。

第3次生駒市教育大綱で定めた”基本理念”と”基本方針”に基づく施策・事業や、第6次生駒市総合計画第2期基本計画及び既存の計画における教育分野に関する事業等を整理し、この4年間で特に重点的に取り組むべき事業を定めたものを『アクションプラン』とし、各年度の具体的な事業・取組内容と目標を定めています。



第3次生駒市教育大綱アクションプランの期間

第3次生駒市教育大綱の期間は、策定の日から4年間としています。アクションプランについては、第6次生駒市総合計画第2期基本計画や市長マニフェスト、教育課題、社会ニーズ等を踏まえた事業を記載するとともに、毎年度、事業ごとに目標や取組内容の達成状況・効果等を点検評価し、社会情勢等を踏まえ、柔軟に取組内容や設定目標等の見直しを図っていくこととします。

第3次生駒市教育大綱アクションプランの進行管理

第3次生駒市教育大綱については、4年に1回の改定としています。毎年度策定するアクションプランについては、実行と改善を絶えず繰り返し、実効性を担保したシステムとします。また、第3次生駒市教育大綱策定の趣旨を広く周知する機会を設定するとともに、基本理念や基本方針に込めた想いを、よりそれぞれの事業に反映できるようアクションプランをはじめとした取組を進めていきます。

なお、外部評価については、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第26条の規定に基づき、教育委員会の権限に属する事務の管理執行状況について、学識経験者による点検・評価を行うこととなっており、これを活用して行うものとします。

第3次生駒市教育大綱体系図・目次

基本理念 自分らしく「遊ぼう」「学ぼう」「生きよう」みんなでいこまを楽しもう

基本方針1 主体的に楽しく学ぶ人であるために

1 あらゆる世代の主体的な学びの推進

- ・小学校高学年教科担任制推進事業 ・学校図書館の充実による読書活動推進 ・生駒こどもチャレンジ補助事業
- ・部活動支援事業 ・キャリア教育推進事業 ・「個別最適な学びと協働的な学びの一体的な充実」を目指す授業改善の支援
- ・教育・保育の質の向上 ・保幼小接続推進事業 ・ビジネス支援事業 ・多様な働き方を考える講座

2 多様性を認識・尊重し行動できる態度の養成

- ・自殺対策推進事業 ・デジタルシティズンシップ教育の推進 ・いじめ防止等の施策推進 ・特別支援教育の充実
- ・不登校支援推進 ・校内サポートルーム事業 ・自校式通級指導教室推進事業 ・スクールカウンセラー配置の拡充
- ・スクールソーシャルワーカー配置の拡充 ・図書館読書バリアフリー事業

基本方針2 学びを通してつながり合える地域であるために

1 学びをきっかけとした市民同士の交流や新たな活躍の機会づくり

- ・いこま教育フォーラム ・幅広い世代への学ぶ機会の提供と地域の人材活用 ・高齢者教育推進事業
- ・学びと活躍推進事業 ・歴史・伝統文化の学びの場の提供と発信 ・「音楽のまち生駒」推進事業
- ・市民との連携や「協創」のもと、まちづくりの拠点となる図書館づくり ・地域スポーツ推進事業
- ・新たな地域クラブ活動推進事業

2 市民同士がゆるやかにつながり、学び、支え合える基盤づくり

- ・放課後子ども教室の運営 ・コミュニティ・スクールの推進 ・幼稚園コミュニティ・スクールの充実
- ・高齢者の学びを「行動」につなげられる仕組みづくり ・家庭・学校・地域が連携した家庭教育の支援
- ・「人を通して人を知る」「本を通して人を知る」をキャッチフレーズとするビブリオバトル全国大会の開催
- ・こども読書活動における家庭・地域・学校の連携 ・総合型地域スポーツクラブ育成・支援事業

基本方針3 多様な学びを支える環境づくりのために

1 「楽しい学校園づくり」のための学校園運営体制の整備

- ・教職員のウェルビーイングを実現する働き方改革 ・学校屋内運動場空調設備整備事業
- ・先進校視察支援事業 ・講師不足対策
- ・「教頭の業務の再定義」を核とした学校の業務改善と教師の働き方改革施策

2 こどもたちの新たな学びを創出する環境整備

- ・小中学校施設の計画的な大規模改修事業 ・生駒南小学校・中学校整備事業
- ・これからの時代の学校図書館のあり方創造事業 ・教育系ネットワーク更新 ・保育料の段階的な無償化
- ・待機児童の解消に向けた取組 ・市立保育所の老朽化施設の更新 ・壱分幼稚園のこども園化 ・学童保育の充実

3 全ての市民が安心して学び成長できるための環境整備

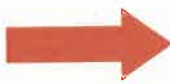
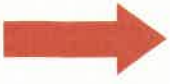
- ・困難を抱える子ども・若者に対する支援の充実 ・図書館リニューアル事業 ・『生駒市史』編さん事業
- ・市史編さん収集資料活用事業「いこま歴史アーカイブ」 ・生涯学習施設整備事業
- ・体育施設整備事業 ・総合公園体育施設リニューアル事業

基本方針2 学びを通してつながり合える地域であるために

1 学びをきっかけとした市民同士の交流や新たな活躍の機会づくり

- ① 年齢や障がいの有無、国籍等、置かれた状況に関係なく全ての市民が自分らしく活躍できるよう、身近な地域において自ら学びたいときに学び、新たな知識や情報を得るなど、主体的な学びを通して自己実現や他者とのつながりを得られる機会の充実を図ります。
- ② 自身の得意分野やスキルを生かした市民同士の学び合いにより、若者も含めた幅広い世代の市民が地域で活躍する機会の拡充や世代間交流の推進、学びの継続を図ります。
- ③ 本を通したコミュニティをつくり市民のネットワークを構築するため、図書館をまちづくりの拠点とし誰もが学べる機会を設け、人と本、人と人が出会える場を創出します。
- ④ 市民が芸術に触れる機会や文化芸術活動の成果を発表する機会を広げるとともに、「音楽のまち生駒」の推進など市民との協働による取組を通して文化の担い手を拡充します。
- ⑤ 本市の伝統文化や歴史について学ぶ機会を提供するとともに、調査研究の成果等を通して幅広い世代の市民が地域への愛着を深められる取組を進めます。
- ⑥ こどもから高齢者、障がい者等あらゆる市民が、興味や目的に応じてスポーツを楽しむことができるように、それぞれのライフスタイル・ライフステージにあったスポーツを楽しめる機会をつくります。
- ⑦ こどもたちが、将来にわたりスポーツ・文化芸術活動に継続して親しむ機会を確保するため、学校部活動の地域移行を見据え、新たな地域クラブ活動の推進や実施主体の活動支援等を行います。
- ⑧ 文化・歴史・スポーツ・読書等の活動を通じて、市民一人ひとりが個性を生かした役割を持って、まちづくりや地域づくりで活躍できるような取組を具体化します。

[具体的な事業・取組内容と目標]

事業名	地域スポーツ推進事業【変更】			
事業の概要	- 多くの市民が参加しやすいスポーツイベントとして「いこまスポーツの日」を開催し、スポーツを始めるきっかけとすることや、市内総合型地域スポーツクラブやスポーツ施設指定管理者の事業を紹介することで、市民の継続的なスポーツ活動に繋げる。また、子どもから高齢者、障がい者などあらゆる市民が気軽に参加できる「スポパ+（プラス）」を開催する。 - 障がいの種別や程度に関らず「やりたい」「やってみよう」という思いを持ち、スポーツに親しみ楽しむことができるよう、スポーツ施設の開放事業や障がい児を対象とした体づくり運動プログラム「できるがみえる」を実施する。 - スポーツに夢や憧れを抱けるように、メダリストやトップアスリートを招き、スポーツ教室や講演会を開催し、有名スポーツ選手と触れ合う機会をつくる。			
目標名/現状値	各種事業の開催		12回	
各年度の取組内容	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度
	- いこまスポーツの日やスポパ+の開催(2回) - 障がい(児)者のためのスポーツ施設開放事業の開催(4回)			

	・障がい児のための体づくり運動プログラムの実施(4回) ・メダリストやトップアスリートを招聘しスポーツ教室や講演会の実施(2回)	・障がい児のための体づくり運動プログラムの実施(4回)	・障がい児のための体づくり運動プログラムマニュアル策定の調整	・障がい児のための体づくり運動プログラムマニュアル策定と関係団体への周知啓発
目標値/実績値	12回/8回	12回/	8回/	8回/
担当課	スポーツ振興課			

事業名	新たな地域クラブ活動推進事業【変更】			
事業の概要	学校部活動の地域移行を見据えた「新たな地域クラブ」を拡充するため、引き続き「新たな地域クラブ活動推進協議会」の運営とコーディネーターを配置するとともに、学校関係部局や中学校等との連携を図る。また、新たな地域クラブ活動の推進に合わせ、学校体育施設開放事業における運用ルールの見直しや有料化等の検討を行う。			
目標	奈良県が掲げている「令和8年度から休日における教員の指導による学校部活動の廃止」に向け、新たな地域クラブの拡充のため、実施主体の組織体制の強化などの環境整備を図る。			
各年度の取組内容	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度
	・推進協議会の運営 ・コーディネーターの配置 ・新たな地域クラブ拡充 ・学校体育施設開放事業運用ルールの見直し	・学校体育施設開放事業新運用ルールの決定	・新たな地域クラブと学校部活動地域移行・地域連携の推進 ・学校体育施設開放事業新運用ルールの開始	
担当課	スポーツ振興課			

2 市民同士がゆるやかにつながり、学び、支え合える基盤づくり

- ① 様々な学びを通じて「人づくり・つながりづくり・生きがいづくり」を実現するほか、地域課題への関心を高め、地域づくりへの意識を醸成します。
- ② 地域学校協働活動や市民自治協議会、自治会による複合型コミュニティ等と連携し、学校や地域を拠点とした市民同士の学び合いや居場所づくりとともに、親子と地域とのつながりづくりを進めます。
- ③ こどもたちが安心して成長できるよう、家庭・地域・学校園・事業者・行政が連携し、地域全体でこどもを見守り、育む土壌を育てます。
- ④ 家庭・地域・学校園の連携により、こどもたちの豊かな成長を育むことができるような取組を進めながら、複合的な機能を持ち地域の拠点となるよう、地域に開かれた学校園づくりを進めます。
- ⑤ こどもたちが自ら本に手を伸ばし、読書の楽しさを共有できるよう、こどもの読書推進に取り組むため、家庭・地域・学校園の連携を強化します。
- ⑥ 多くの市民がより気軽に文化・スポーツ活動に参加できるよう、関係機関や関係団体、地域との連携を強化します。

[具体的な事業・取組内容と目標]

事業名	総合型地域スポーツクラブ育成・支援事業			
事業の概要	誰もが身近な地域で気軽にスポーツ活動が行えるよう、市内の総合型地域スポーツクラブの活動を支援する。また、学校部活動の地域移行を見据えた「新たな地域クラブ活動」の実施団体として、学校等との連携支援を行うなど体制強化に向けたクラブ支援を行う。			
目標名/現状値	市内クラブの会員数		981人(令和4年度)	
各年度の 取組内容	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度
	・各クラブに対する活動支援 ・新たな地域クラブ活動実施団体としての体制強化支援			
目標値/実績値	1,050人/1,002人	1,100人/	1,140人/	1,190人/
担当課	スポーツ振興課			

基本方針3 多様な学びを支える環境づくりのために

3 全ての市民が安心して学び成長できるための環境整備

- ① 市民の生涯学習やスポーツ活動の拠点となる各施設の整備に当たっては、多様化する利用者ニーズを踏まえ、地域活動の活性化につながるような管理方法や施設全体のあり方を検討します。
- ② 市民が郷土の歴史を通してまちへの誇りや関心を高められるよう、市内に存在する文化財の保存を進めるとともに、歴史学習への活用や積極的な情報発信を行います。
- ③ 様々な生きづらさや困難を抱える市民が、自分のペースで成長しながら自己有用感を持って社会生活を送ることができるよう、安心して過ごせる居場所の確保も含め相談・支援体制の充実を図ります。
- ④ 子育てや家庭での心配ごとについて、気軽に相談できる機会やこども自らが相談できる環境を整備し、児童虐待などを未然に防止するとともに、家庭教育の重要性を啓発し、支援を進めます。

[具体的な事業・取組内容と目標]

事業名	生涯学習施設整備事業【変更】			
事業の概要	誰もが安心・安全に利用できる施設にするため、老朽化が進んでいる市内生涯学習施設を適切に維持管理し、計画的に改修を進める。			
目標	市民の継続した生涯学習活動を担保し、施設利用者の安全を確保するために計画的に改修を行う。			
各年度の取組内容	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度
	・北コミュニティセンターISTA はばたき空調設備更新工事(Ⅰ期工事) ・南コミュニティセンターせせらぎ駐車場整備工事に係る測量・設計 ・南コミュニティセンターせせらぎ駐車場整備工事 ・生駒セイセイビル照明器具 LED 化改修工事(2階) ・生駒セイセイビル非常用予備発電装置制御部品更新業務	・北コミュニティセンターISTA はばたき空調設備更新工事(Ⅱ期工事) ・生駒セイセイビル地下1階・3階照明器具 LED 化工事 ・図書会館1・2階照明器具 LED 等改修 ・図書会館授乳室移設工事 ・南コミ空調設計【令和6年度補正(繰越分)】 ・生駒市生涯学習施設維持管理修繕計画策定に伴う調査業務	・南コミ空調工事(2期) ・コミセン音響舞台関係改修(1期) ・芸術会館美楽来空調工事(1期) ・芸術会館美楽来ガス消火設備更新(法改正分) ・各施設火災受信機改修 他	・北コミ図書館空調設計 ・南コミ空調工事(3期) ・南コミ音響舞台関係改修(1期) ・コミセン音響舞台関係改修(2期) ・芸術会館美楽来空調工事(2期)
担当課	スポーツ振興課			

事業名	体育施設整備事業【変更】			
事業の概要	子どもから高齢者、障がい者まで誰もが安心・安全に利用できる施設とするため、トイレの洋式化を進めるとともに、老朽化が進んでいる市内体育施設を適切に維持管理し、利用者の安心と安全を確保する。			
目標	市民の継続したスポーツ活動を担保し、施設利用者の安全を確保するために計画的に改修を行う。			
各年度の 取組内容	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度
	・北大和体育館トイレ改修工事 ・市民体育館受水槽更新工事 ・生駒北スポーツセンター管理棟屋上等防水工事 ・北大和体育館非構造部材及び照明 LED 改修【令和5年度補正(繰越分)】	・生駒北 S.C.トイレ改修工事 ・むかいやま体育館トイレ改修工事 ・井出山体育施設テニスコート修繕工事	未定	未定
担当課	スポーツ振興課			

事業名	総合公園体育施設リニューアル事業【新規】			
事業の概要	各スポーツ施設の整備が必要となる時期や整備内容、長寿命化を含む整備経費を明らかにし、今後の市スポーツ施設の全体的なあり方を検討するため、スポーツ施設整備等に伴う調査業務を実施した。 総合公園体育館においては、建設から41年が経過しており、当調査では劣化状況評価が他の市内体育館と比べ健全度が著しく低く、災害時の避難施設でもあることから大規模改修や大規模修繕が必要となることが判明したため、総合公園内の他のスポーツ施設及び周辺施設の整備に向け、総合公園体育施設リニューアルに係る基本構想を策定し、基本計画の策定に着手する。			
目標	スポーツ施設等の統廃合による維持管理経費などの将来負担の軽減や昨今国内で頻繁に発生している大規模災害に対応できる市内最大級の防災拠点の整備を行うとともに、ユニバーサルデザインの導入によるパラスポーツの推進を図る。			
各年度の 取組内容	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度
	【体育施設整備事業再掲分】 ・生駒市スポーツ施設整備等に伴う調査業務	・総合公園体育施設リニューアルに伴う基本構想策定 ・総合公園体育施設リニューアルに伴う基本計画策定	 ・リニューアルに伴う基本設計	・リニューアルに伴う実施設計
担当課	スポーツ振興課			

第3次生駒市教育大綱 アクションプラン<令和7年度>
生駒市教育委員会 教育部 教育指導課教育政策室
〒630-0288 奈良県生駒市東新町 8 番 38 号
電話:0743-74-1111(代表) FAX:0743-74-9100
<https://www.city.ikoma.lg.jp/>

生駒市新たな地域クラブ活動実績【令和6年度】

	10月	11月	12月	1月	2月	3月
協議会		11月8日 第1回協議会			2月19日 第2回協議会	
教育指導課 スポーツ振興課	◆10月下旬 教員向け説明動画配信		◆12月～ ・専門部会へ令和8年度に先行して活動したい部活を募る ・小学6年(新中1)向け、説明動画配信	◆1月～ ・吹奏楽(生駒南中)・野球(生駒北中・鹿ノ台中)より地域移行への希望 ・各団体は、中体連へ地域クラブ	◆2月上旬 次年度開催種目を、現在活動中のクラブに加え、令和8年度に先行して活動したい部活を含め計画作成	

<今年度の活動報告>

●スポーツ活動

種目	内容等
水泳	4月～2月 10:00～11:30 18回開催 9月からは新たに参加者も増えました※次年度よりクラブ登録をし、大会への引率も可能とする
4T①(光明中)	8月～2月 18:30～20:00 12回開催 体育館一面の中で様々なスポーツや文化を体験できる内容を月2回開催
4T②(緑ヶ丘中)	4月～2月 18:30～20:00 20回開催 月ごとにダンスやバドミントン、体幹づくりを開催
ラグビー※	4月～2月 9:00～12:00 20回開催 ※他事業で放課後ラグビー教室を平日に開催し、週3～4回の活動中
レスリング※	4月～2月 9:00～10:30 20回開催 多年齢に渡って参加者が活動中
サッカー(光明中)	月7回程度(土日曜) 参加者12名 活動開始 9月～2月 9:00～12:00 40回(5月より体験会5回開催)10月からは試合も地域クラブとして出場

●文化活動

種目	内容等
吹奏楽	調整中
チャレンジ(英語)	4月～2月 15:00～17:00 18回開催 ※リトルバインのイベントで英語クラブが英語コーナーを実施 次年度に向けて体験希望者があった



資料No.2



活動紹介動画はこちらから

生駒市新たな地域クラブ活動予定【令和7年度】(案)

	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
協議会		・第1回協議会 (予定)			・第2回協議会 (予定) ・地域クラブ指導 者講習 ・実施団体への実 務研修会			・第3回協議会 (予定)			・第4回協議会 (予定)	・第5回協議会 (予定)
教育指導課 スポーツ振興課	・新入生向け新た な地域クラブ紹介 チラシの配布 ・小学6年～新入 生へのアンケート	・9月以降に休日の地域移行をする部活動を実施団体と マッチングさせ、地域クラブの始動の準備を行う ・人材バンクの設置(教員向け・地域指導者向け)										
										・地域移行がまだできていない部活 動を4月より地域移行できるように 準備を行う		

<令和7年度の活動予定地域クラブ>

●スポーツ活動

種目(前年度より継続のクラブ)	種目(今年度新しく活動を検討しているクラブ)
水泳(1クラブ)	野球(1クラブ) 月●回程度(休日)
4T①(1クラブ)	バレー(1クラブ) 月●回程度(休日)
4T②(1クラブ)	ソフトテニス(1クラブ) 月●回程度(休日)
ラグビー(1クラブ)	バスケット(2クラブ) 月●回程度(休日)
レスリング(1クラブ)	ハンドボール(1クラブ) 月●回程度(休日)
サッカー(1クラブ)	陸上(1クラブ) 月●回程度(休日)
	剣道(1クラブ) 月●回程度(休日)
	なぎなた(1クラブ) 月●回程度(休日)

●文化活動

種目(前年度より継続のクラブ)	種目(今年度新しく活動を検討しているクラブ)
チャレンジ(英語)	吹奏楽(2クラブ) 月●回程度(休日)

(※生駒南中学校から開始)

※上記以外の部活動についても、9月からの開始を目指し、今後調整を行う

生駒市新たな地域クラブ活動 の在り方に関する方針（案）

令和7年〇月

生駒市教育委員会

はじめに

学校部活動は、スポーツや文化芸術に興味・関心のある同好の生徒が、自主的・自発的に参加し、各部活動の責任者の指導の下、学校教育の一環として行われ、教員等の献身的な支えにより、スポーツ・文化芸術振興の一翼を担ってきました。

また、体力や技能の向上を図る目的以外にも、異年齢との交流の中で、生徒同士や生徒と教員等との好ましい人間関係の構築を図り、学習意欲の向上や自己肯定感、責任感、連帯感の涵養に資するなど、学校という環境における生徒の自主的で多様な学びの場として、教育的意義を有してきました。

しかしながら、教員の長時間勤務の課題に加えて、地域によっては少子化や生徒のニーズの多様化等による影響で存続が厳しい種目が発生してきており、学校部活動を従前と同様の体制で運営することが難しくなっています。

こうした状況の中、スポーツ庁及び文化庁では、2022（令和4）年12月に「学校部活動及び新たな地域クラブ活動の在り方等に関する総合的なガイドライン」を策定し、新たな地域クラブを整備するための必要な対応等を示しました。

ついては、学校部活動を取り巻く環境の変化に対応し、将来にわたり児童や生徒がスポーツ・文化芸術活動に親しむことができる環境を整えるため、地域の実施団体（*注釈1）による新たな地域スポーツクラブ及び文化クラブ（以下、「新たな地域クラブ」という。）を整備するための取組の方向性や留意点等を示した「生駒市新たな地域クラブ活動の在り方等に関する方針」を策定します。

生駒市新たな地域クラブ活動の在り方に関する方針については、今後の状況に応じて随時変更していきます。

*注釈1 生駒市教育委員会に認定された新たな地域クラブを運営する団体

本方針の策定趣旨等

1. 学校部活動をめぐる国と本市の動き

国において、2018（平成30）年にスポーツ庁及び文化庁が部活動の在り方に関する総合的なガイドラインを策定して以降、2019（平成31・令和元）年に、中央教育審議会や国会から、学校における働き方改革等の観点を含め、部活動を学校単位から地域単位の取組とするべきことが指摘された。

2020（令和2）年に、「学校の働き方改革を踏まえた部活動改革について」において、2023（令和5）年度以降、休日の部活動の段階的な地域移行を図ることとされた。また、2022（令和4）年12月に「学校部活動及び新たな地域クラブ活動の在り方等に関する総合的なガイドライン」が策定され、学校部活動の地域連携並びに地域の実施団体による新たな地域クラブ活動を整備するために必要な対応について、国の考え方が示された。

本市においては、2019（平成31）年4月に「生駒市立学校に係る部活動の方針」を策定するなど、生徒がバランスの取れた心身の成長と学校生活を送ることができるよう、学校部活動の在り方の抜本的な改革を進めてきた。部活動の種目にあつては、2023（令和5）年度には、運動部12種目、文化部13種目（総数86部）が活動している。地域人材がある種目については、部活動指導員を配置しており指導員数を増やす方向として行っているが、部活動指導員の継続的な配置が難しい面もあり、持続可能な部活動環境とするには、より一層の工夫が求められる。

(2023（令和5）年度の部活動設置状況)

		●男子部 ○女子部															活動が平日のみの種目																	
地域	学校名	土日活動している種目															活動が平日のみの種目																	
		ソフト テニス	バスケ ット	卓球	バレー	ハンド	ソフト	軟式 野球	サッ カー	バドミ ントン	陸上	水泳	硬式 テニス	フン ダー フット ボール	吹奏楽	美術	茶道	放送	家庭科	手芸	英語	将棋	科学	自然 科学	読書	美術	茶道	造形	花華	書道・ 図画・ 写真	文芸	機械 工作	エン ジョイ	
北	北	●	○					●		○					●○																	●○	●○	
	鹿ノ白		●			○		●	●				○		●○										●○	●○			●○					
	上	●○	●○	●○			●○	○	●	●		●○	●○			●○			●○							●○								
中	光明	●○	●○			○		●	●						●○					●○									●○			●○		
	生駒	●○	●○	●○	○	●○	○	●			●○				●○			●○	●○		●○	●○	●○			●○	●○							
	緑ヶ丘		●○			○	●○	○	●	●	○			●○	●○						●○	●○				●○	●○							
南	大瀬	○	●○			○	●○	○	●	●	○				●○	●○									●○						●○			
	南	●	●			○		○	●						●○	●○																		

2 今後のめざす姿

学校部活動の地域移行や地域連携は、「地域のこどもたちは、学校を含めた地域で育てる」という意識のもと、学校部活動が担ってきた教育的意義や役割を、地域においても継続して行うために、指導者や活動場所の確保など持続可能な環境を整備する必要がある。

地域クラブ活動の実施にあたっては、多様な体験や様々な世代との豊かな交流等を通じた学びなどの新しい価値が創出されるよう、教育委員会内の学校教育担当課、地域スポーツ担当課、学校現場との三者で必要な連携を図る。

また、これまで学校部活動になかった種目を設置し、児童や生徒の選択肢を広げ、体験格差の解消やスポーツ・文化芸術活動の充実をめざす。

●令和8年度までのスケジュール（案）

	2021年 (令和3年)	2022年度 (令和4年)	2023年度 (令和5年)	2024年度 (令和6年)	2025年度 (令和7年)	2026年度 (令和8年)
奈良県			令和8年度より 休日の教員の指導を 廃止する方針を発表			土日の教員による 部活動の指導廃止
生駒市 【教育委員会事務局】				新たな地域クラブ活動の推進		
学校教育担当課 (教育指導課)				生駒市新たな地域クラブ活動の在り方に 関する方針の策定		
地域スポーツ担当課 (スポーツ振興課)				春：中体連の専門部会へアンケートを実施 10月：教職員へ地域移行に関する動画の 配信 秋：現在の部員数を見て、R8に残す部活 数を検討開始 12月：生徒及び保護者へ地域移行に関す る動画の配信		
		「地域部活動推進 事業」における部 活動の段階的な地 域移行に関するモ デル事業	「地域部活動推進 事業」における部 活動の段階的な地 域移行に関するモ デル事業	新たな地域クラブ活動 推進協議会の設置 ・地域スポーツ活動体 制整備事業 ・文化部活動の地域移 行等に向けた実証事業	次年度春からのクラブ数決定	休日の地域移行を完了 平日の地域移行を進める
				実施団体の育成 土日の指導員の確保 (資格・専門性に限らず、子どものス ポーツ文化の継承に協力してもら える方)	休日の地域移行種目を増やしな がら、実施団体への助言や補助 人材バンクの整備	
				新たな地域クラブ活動推進協議会の開催		

3 期待される効果

(1) 生徒への効果

- 少子化や生徒のニーズの多様化のため、存続が厳しくなった活動の継続。(持続可能性)
- 校内の生徒のみならず、広域の生徒や多世代間での交流を通して、人格形成に寄与。(つながり)
- 学校の教育活動にない幅広い種目や分野の経験を通じた生徒の多様な体験機会を確保。(多様な経験)
- 複数の種目や分野を体験できる活動やレクリエーション的な活動など多様な活動ができる環境の整備と、生徒の「体験の格差」の解消。(公平性)

(2) 地域社会への効果

- 多世代の交流・活動を通じた新たなコミュニティの創造。(地域活性化)
- 活力あるスポーツ・文化芸術環境の構築による絆の強い地域づくり。(地域づくり)
- 地域で育った生徒が、将来的に地域の指導者として活躍する等の好循環。(地域貢献)

4 本市における休日の学校部活動の地域移行や地域連携に向けた方向性

- 2024（令和6）年度から市内の中学校の休日の部活動を地域へ移行、また、地域との連携を行うとともに、2025（令和7）年度までを改革推進期間とし、県が示した2026（令和8）年度に教員が休日に教員の立場による指導を廃止する方針に向け、新たな地域クラブの整備充実を図る。
 - ・ まずは、部活動指導員を適切に配置し、休日の部活動指導員の単独指導を推進することで、学校部活動の地域移行に取り組む。
 - ・ また、引き続き指導を希望する教員は、兼業・兼職の制度を活用し、地域指導員として活躍できるよう環境を整備する。
 - ・ 同時に、地域移行を推進する体制として、新たな地域クラブ活動を行う実施団体の整備に取り組み、できる部活動種目から段階的に休日の活動を新たな地域クラブ活動へと移行する。

<土日の地域移行・地域連携のイメージ>



※現在、学校にあるすべての部活動について、休日の地域クラブが開設されるわけではありませんが、順次開設する地域クラブを増やしていきます。

(注) 上記はあくまでイメージ図であり、実際の活動においては原則平日1日・休日1日は休養日とする。

- ・ 休日と平日での指導者が異なることを想定し、学校と地域との間で情報共有を行い、連携を図る。なお、個人情報の取り扱い等には十分に留意する。
- ・ 生徒・保護者・学校関係者へ、移行や連携における背景や取組について丁寧に説明を行い、理解と協力を求める。

○ 地域移行・地域連携のスケジュール

2023（令和5）年度と2024（令和6）年度は、水泳・サッカー一部の移行を始め、2025（令和7）年度に可能な部活動から休日における活動を移行し、2026（令和8）年度には市内各中学校では休日の学校部活動を実施しない状態を目指す。

<休日の活動の移行イメージ>

	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度
令和6年度入学生	学校部活動	学校部活動	学校部活動	学校部活動
令和7年度入学生		学校部活動	学校部活動	学校部活動
令和8年度入学生			学校部活動	学校部活動
令和9年度入学生				学校部活動

○ 地域移行・地域連携の進捗状況及び国や県の方針等を踏まえて、改革推進期間終了時期等、必要に応じて本方針の見直しを行う。

○ 今後の学校部活動の方向性

学校部活動の設置・運営は学校の判断により行われるものであるが、多数の生徒が活動をしている状況を踏まえ、地域へ移行されるまでの間、教員の働き方改革により、負担軽減を図るとともに、生徒のスポーツや文化活動の機会の確保に向けて、引き続き活動を行う。

○ 平日の活動

平日の地域移行や地域連携については、各地域クラブに参加する生徒の活動状況等を考慮し、学校生活に支障がなく、また、指導者や活動場所の確保などの環境が整備された場合は、実施に向けての検討を行う。

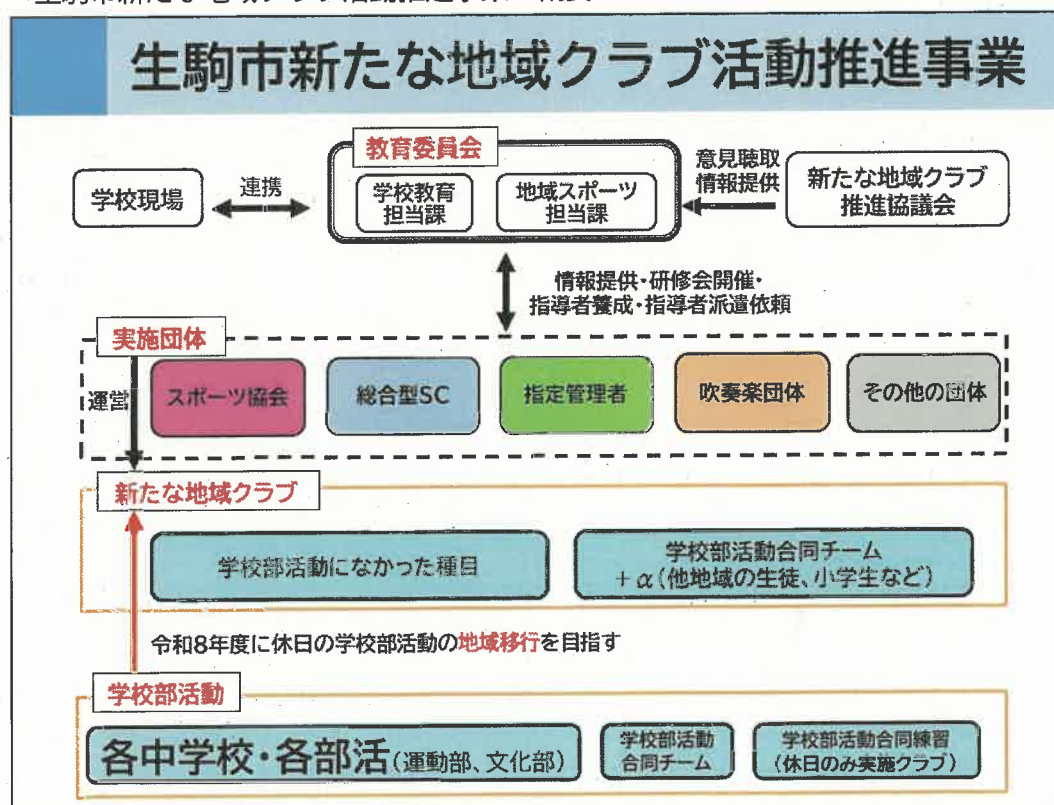
I 新たな地域クラブの運営等

学校部活動の維持継続が困難となる前に、学校と地域との連携・協働により、生徒のスポーツ・文化芸術活動を持続可能なものとするため、新たに地域クラブを整備する。

地域クラブ活動は、学校の教育課程外の活動として、社会教育法上の「社会教育」（主として青少年及び成人に対して行われる組織的な教育活動（体育及びレクリエーションの活動を含む。）の一環として捉えることができ、また、スポーツ基本法や文化芸術基本法上の「スポーツ」「文化芸術」として位置付けられるものでもある。したがって、地域クラブ活動は、学校と連携・協働し、学校部活動の教育的意義を継承・発展しつつ、スポーツ・文化芸術の振興の観点からも充実を図ることが重要である

（スポーツ庁・文化庁「学校部活動及び新たな地域クラブ活動の在り方等に関する総合的なガイドライン」P13）

<生駒市新たな地域クラブ活動推進事業の概要イメージ>



(1) 生駒市新たな地域クラブ活動推進協議会

生徒が生涯にわたってスポーツ・文化芸術に親しむ機会を確保し、生徒の心身の健全育成等を図るためだけでなく、地域住民にとってもより良い地域スポーツ・文化芸術環境となることを目指し、公益目的で運営されている団体により継続した活動を行えるように、(一財)生駒市スポーツ協会・スポーツ施設指定管理者・市内総合型地域スポーツクラブ・文化芸術団体等の地域団体により構成される「新たな地域クラブ活動推進協議会」(以下、「協議会」という。)を設置し、関係団体等から選出された者が協議会委員として、新たな地域クラブ活動が推進されるよう、現状や動向等について、意見交換や情報共有等が行われるようにする。

新たな地域クラブや実施団体は、中学校部活動種目の地域移行や地域連携、学校部活動にない新たな地域クラブを創設し、生徒等の多様なニーズにこたえられる環境を整備する。

(2) 新たな地域クラブの運営基準(休日を対象とする)

対象者	市内に在住・在学している希望する全ての生徒を想定
実施団体	(一財)生駒市スポーツ協会、スポーツ施設指定管理者、市内総合型地域スポーツクラブ、吹奏楽団体、文化芸術団体、その他教育委員会が認めるもの
実施クラブ	学校部活動にある種目及びこれまで学校部活動になかった種目で教育委員会が認めるもの
実施場所	教育委員会で指定した場所
開催回数	月2回～6回程度
活動時間	1日3時間まで(大会など、特別な理由がある場合は除外)
会費等	会費：1,000円～3,000円/月額 程度 ※今後の活動状況等によっては、会費が変更となる場合がある ※別途費用がかかる場合は、会費とは別に徴収可 ※都度参加を認めるクラブについては、別途参加費等を設定する ※就学援助受給者世帯を対象とする補助制度を構築する
保険料	1人1,000円～1,500円/年額
指導者	・主で指導を行う指導者は、指導を行う競技種目で過去に1年以上の指導歴があり、且つ、学校やいずれかの地域の団体運営に携わっていた経験がある18歳以上の者 ・補助スタッフは、過去に指導歴がある18歳以上の者 (原則として、1クラブにつき主で指導を行う指導者2名または主で指導を行う指導者1名と補助スタッフ1名以上を配置する) ※指導者及び補助スタッフは、定期的な普通救命講習を受講、または教育委員会及び実施団体の開催または指定する講習等を受講し、指導や傷害、事故に関する必要な知識を有すること
指導者謝金	主指導者：1,600円/時間 補助スタッフ：1,000円/時間 ※交通費は別途 ※上記謝金額は原則として練習時(概ね3時間以内)の設定とし、大会時等の3時間を超える場合は別に定める ※上記の他、各クラブ運営に必要となる者(例えば、見守りスタッフ)は、補助スタッフと同様の謝礼額とする
事業年度	原則として各年度
会計と情報公開	実施団体は、公正かつ適切な会計処理を行うとともに、教育委員会の指示に従い報告等を行う。また、情報公開についても適切に行う。

○ 活動理念

参加者の自主性を尊重し、技術等の指導だけでなく、スポーツ・文化の活動を通じて、考える力や他者との調整力などを養えるように活動する。実施団体は、参加者一人一人をよく知り、個々にあった進み方を導く。参加者は、活動において自身の体調管理をし、積極性をもって活動する。

○ 想定している実施場所（地域区分）

〔北地域〕 生駒北小中学校・鹿ノ台中学校・上中学校

〔中地域〕 光明中学校・生駒中学校

〔南地域〕 緑ヶ丘中学校・大瀬中学校・生駒南中学校

※上記の地域区分は、現在想定している区分であり、競技特性や部員数などを考慮し、必要に応じて設定する

※上記以外で、社会体育施設や生涯学習施設、民間施設も活用する

○ 活動時間や危機管理

適切な指導体制の構築を行うため、新たな地域クラブを運営する実施団体は、「生駒市新たな地域クラブ活動の在り方に関する方針」に則り、活動時間や休養日、大会等への参加を精査し、練習等が過度とならないよう計画するとともに、指導者の指導力や安全・傷害予防に関する知識を備えられるように講習会などへ参加する。

○ 会費等

活動の維持運営に必要な範囲で、希望するすべての者が参加できるよう可能な限り低廉に設定する。ただし、活動状況等によっては、会費が変更となる場合がある。

○ 保険加入

実施団体は指導者や参加者に対して傷害保険に加入する。

保険料については会費とは別に徴収する。

また、実施団体としても賠償責任保険等に参加するなど、有事の対応策を講ずる。

○ 指導者等

地域指導者となる者は、公的な団体の公認指導者資格を有していることが望ましい。技術的な指導だけでなく、中学生の発達特性や個人の発達状態などに関する正しい知識を考慮した指導ができるように、教育委員会や実施団体は専門的知識を有する者の協力を得て講習会などを開催する。（保健体育担当教諭や養護教諭、スポーツ医学・科学の専門家等）

教員が新たな地域クラブでの指導を希望する場合は、自身の希望するスポーツ・文化指導への携わりを阻害することなく、活動を通じて生徒とのふれあい、教員自身の生きがいを支援する。兼職兼業の促進に関するガイドラインの中での労働時間管理に則りながら、教員が活動できる環境をつくる。※小学校教員の活動も含め広く募集を行う。指導者は、実施団体と年度ごとに更新を行い、本人の意向や資質などを元に実施団体との年度ごとに契約を行ったうえで、指導を行う。

○ 大会への参加

奈良県中学校体育連盟が主催する大会へ参加する場合は、大会参加規程や今後変更される状況に応じて、教育委員会で規定の確認後、実施団体において登録や参加の判断を行う。

(3) 新たな地域クラブの主な実施種目

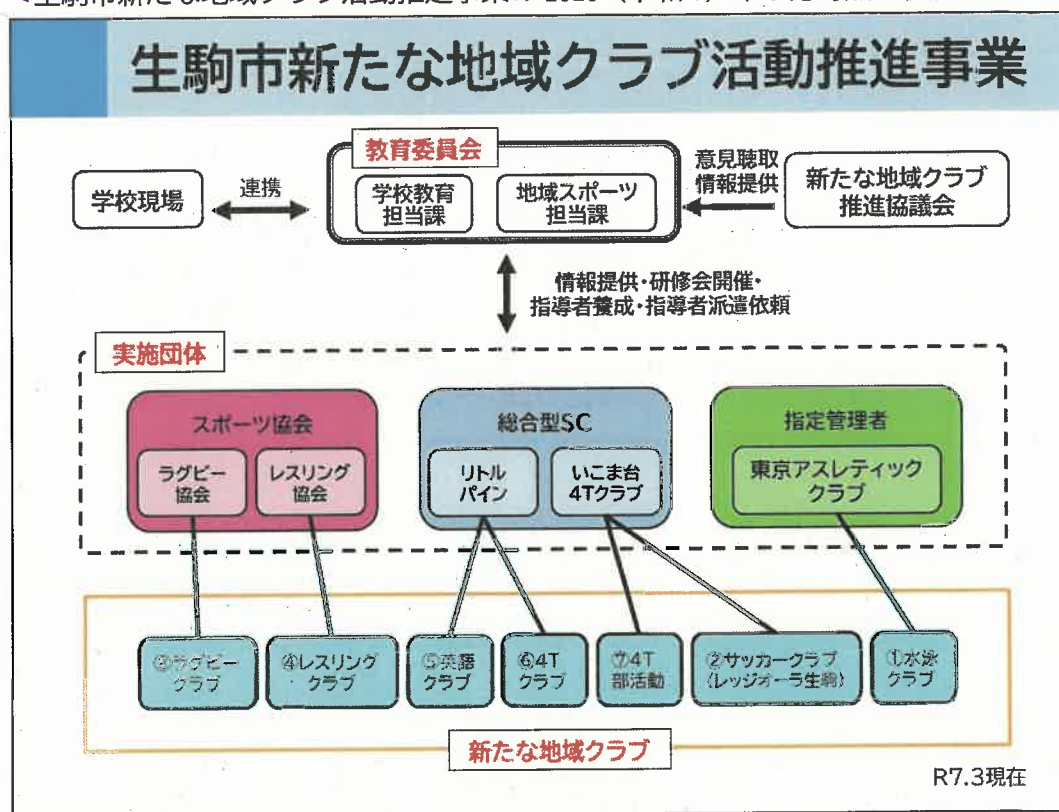
〔北地域〕 野球・サッカー・バスケット・卓球・ソフトテニス・硬式テニス・ハンドボール・陸上・ソフトボール・吹奏楽部

〔中地域〕 野球・サッカー・バスケット・ソフトテニス・バレーボール・バドミントン・ソフトボール・吹奏楽部

〔南地域〕 野球・サッカー・バスケット・ソフトテニス・バレーボール・ハンドボール・陸上・水泳・吹奏楽部

※各種目の拠点となる場所については、移行状況で検討し設置していく。

<生駒市新たな地域クラブ活動推進事業の2025（令和7）年3月時点の状況>



II 新たな地域クラブの環境整備

- 学校部活動が地域へ移行、地域と連携する際の活動場所の確保を行う。学校施設の利用に関して、現在の学校体育施設開放事業を利用し活動している地域団体やクラブチームとの調整が必要となるため、学校体育施設開放事業の在り方について見直す。
- 地域クラブの学校体育施設利用の増加に伴い、施設管理・防犯等の対策としてスマートロックや防犯カメラの設置を行い、学校や利用者の負担が軽減されるとともに、当該学校に在籍する児童や生徒、地域住民の安全が確保されるよう整備を進める。
- 地域指導員として新たな地域クラブでの活動を希望する指導者の人材バンクを設置する。
- 参加者が自身で通える場所での活動を支援するため、学校体育施設の充実を図る。（屋外施設の投光器等の設置）
- 新たな地域クラブ活動を進める実施団体等の活動を支援する。

おわりに

学校部活動は、今日まで教員の熱意により、献身的な指導や見守りをされてきた学校活動であり、生徒にとっては学校生活の大切な一部でありました。

学校部活動の地域移行や地域連携は、今後の生徒の心身の成長に大きな変化をもたらし、生活を大きく変える改革であり、地域のスポーツ活動や文化活動全体の改革と考えられます。

地域移行や地域連携を進めるうえで、私たちが忘れてはならないことは、教員の先生方のこれまでのご尽力が、日本のスポーツ・文化活動の礎であるということです。

その功績に敬意を表すとともに、こどもたちの未来を第一に考え、心と体が大きく変化する年代の生徒たちが、各地域の中でよりよく成長をしていくことができるよう「生駒市」全体で考え、地域の方々の理解と協力を得て進めていかなければなりません。

【生駒市民憲章】

- ・自然を愛し、人と自然が共生する美しいまちをつくりましょう。
- ・お互いに助けあい、安心して暮らせるやさしいまちをつくりましょう。
- ・人権を尊重し、心のかよいあうあたたかいまちをつくりましょう。
- ・スポーツに親しみ、健康で活力のあるまちをつくりましょう。
- ・知恵を出しあい、世界にはばたく文化のまちをつくりましょう。

学校体育施設開放事業の見直しについて(案)

【事業の目的】

生駒市における社会体育の普及のため、学校の体育施設(体育館及び運動場)を学校教育に支障のない範囲で幼児、児童、生徒及び一般市民の使用に供する。

【現状の課題】

- ・使用可能団体や使用区分、使用時間帯、平日使用などの統一ルールがないため公平性が保たれていない
- ・施設使用については台帳で管理を行うなど事務業務が煩雑である
- ・使用団体の使用調整や施設使用時の鍵の受け渡しなど学校(教員)の業務負担を軽減する必要がある
- ・体育館の使用について空調設備の整備により更に光熱水費の増加が予想されるが、施設使用に伴う光熱水費等が学校負担となっている

【課題に対する現在の取り組み】

- [R5]・体育館入口扉の電子錠の設置(モデル校での実施)
- [R6]・申請方法のデジタル化に伴う施設予約システム導入内容の決定

【現行事業からの変更点】

- ・使用料の設定
- ・使用可能団体の要件の統一や明確化
- ・使用に関する運用ルール、使用区分、使用時間等の設定

【事業開始時期】

- ・令和8年4月1日から

【使用対象校・対象施設】

- ・市内小学校:11校
- ・市内中学校:7校
- ・市内小中学校:1校
- …体育館及び運動場

【使用可能団体】

生駒市内に在住、在勤、在学するもので概ね10人以上の団体を構成し、かつ、当該団体に責任者としての成人が含まれる非営利団体に限り使用ができる。

使用に際しては、使用する学校の校区に在住、在勤、在学する利用者が半数以上含まれること。

(※市外団体や営利目的団体は使用不可)

●使用者団体の種別(仮称)

[A団体] 青少年団体(指導者の元で運営されている市内在住・在学の中学生以下の者で構成された団体)

[B団体] 地域団体(当該学校区に所在する地域団体) ※PTA、育友会、自治会など

[C団体] 一般団体(上記のA及びBに属さない市内活動団体)

【使用対象日】

平日・土日祝日

※ただし、学校行事日を除く

【対象となる活動】

- ・使用可能団体が実施する活動
- ・学校部活動の地域移行に関する活動

【使用対象時間区分】

〔体育館〕

平日(小学校)	—	—	—	16時～21時
平日(中学校)	—	—	—	18時～21時
休日(小中学校)	9時～12時	12時～15時	15時～18時	18時～21時

〔運動場〕

平日(小学校)	—	—	16時～21時
平日(中学校)	—	—	18時～21時
休日(小中学校)	9時～13時	13時～17時	17時～21時

※5月1日～8月31日の期間(薄暮使用)の運動場の使用は原則として19時までとする。

19時以降の運動場の利用を希望する場合は、使用団体と別途協議を行う。

【使用予約方法】

予約システムでの事前予約

※学校施設の使用を希望する団体の登録

※学校体育施設使用可能団体の内、A団体及びB団体は、翌年度の年間使用希望日を毎年12月に教育委員会に提出し、調整会議を行う。

※学校施設を使用することが望ましい既存利用団体の活動と、学校部活動の地域移行に関する活動を優先して使用に関する年間調整を行う。(同団体の使用は原則として1週間に2回までとする)

※C団体及びA団体とB団体の年間調整分以外で使用を希望される場合は、使用日の2ヶ月前の同日からシステムなどで予約受付を開始

【スケジュール】

	令和6年度	令和7年度	令和8年度
運用ルール	・新たな運用ルールの検討	・既存使用団体への運用ルール見直しの説明会(7月頃) ・学校体育施設開放事業条例の設置(12月定例会) ・使用料等を含む新たな運用ルールや条例内容等の周知(1月～)	新たな運用ルール開始(4月～)
予約システム		・予約システムの構築 ・システムのテスト運用(11月～)	予約システム利用開始(4月～)
鍵の受渡し (体育館 入口扉)		・電子錠の設置	・電子錠の活用

令和7年度 主要事業等について

【施策・事業関係】

○総合公園体育施設リニューアルに伴う基本計画策定業務	
（債務負担行為 令和7年度分）	10,846 千円
○新たな地域クラブ活動推進事業	23,732 千円
○いこまスポーツの日の開催	1,299 千円
○障がい者スポーツ活動支援事業	1,050 千円
○AIカメラを活用したスポーツ活動の推進	357 千円

【施設関係】

○むかいやま公園体育施設バスケットゴール・照明LED化等	
非構造部材改修工事（令和6年度の繰越事業）	8,639 千円
○学校体育施設開放事業に伴う市内小中学校電子錠・	
防犯カメラ設置事業（令和6年度の繰越事業）	10,113 千円
○むかいやま公園体育施設洋式化等トイレ改修設計・工事	
	15,346 千円
○生駒北スポーツセンター洋式化等トイレ改修設計・工事	
	16,690 千円
○浄化センターテニスコート修繕工事	3,554 千円

【補助金関係】

○地区別体力づくり活動事業	3,170 千円
○スポーツ協会加盟競技団体等育成事業	3,978 千円
○総合型地域スポーツクラブ支援事業	—
○スポーツ指導者養成事業	50 千円
○スポーツ競技大会派遣事業	1,050 千円
○新たな地域クラブ活動参加補助金	330 千円

※上記の事業等は予定であり、金額は予算となります。

第3次 生駒市教育大綱



令和6年6月

生駒市

序 生駒市における教育の考え方

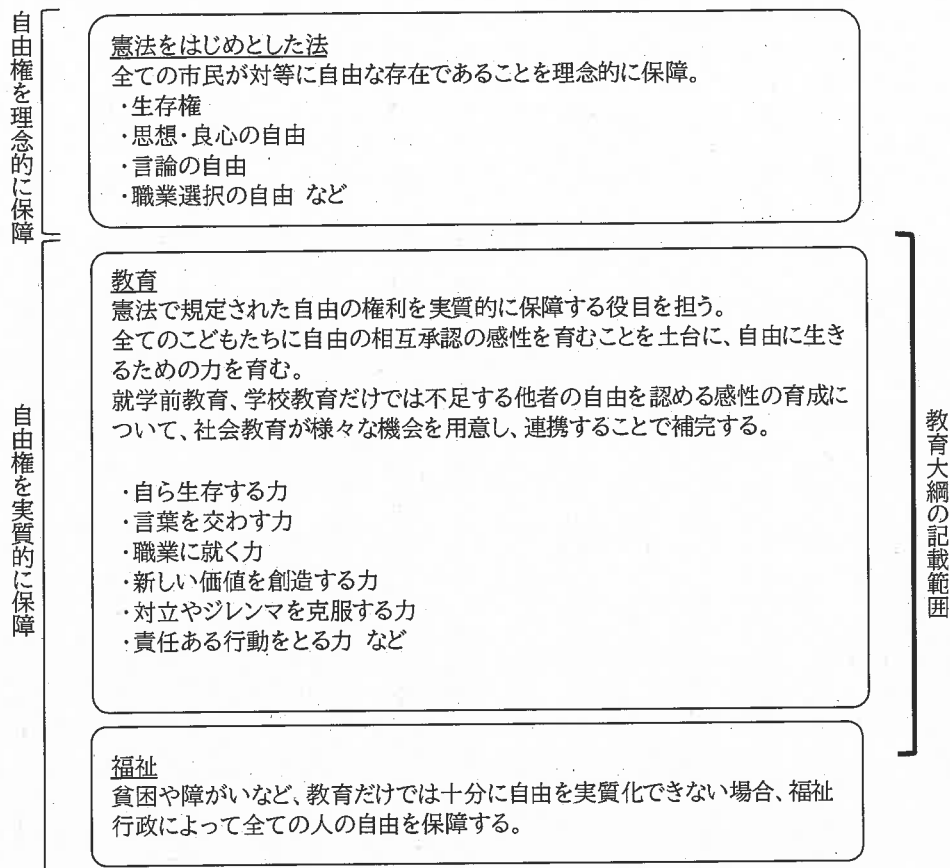
「学制」が公布されてから 150 年以上が経過しました。その間、様々な教育改革を経て、我が国の教育は国際的にみても高い水準を達成し、高度経済成長など社会の発展に大きく寄与してきました。他方で、現代の社会に目を向けると、少子高齢化・人口減少など国内の問題に加え、新型コロナウイルスなどの感染症、気候変動、国家間の紛争など地球規模課題の深刻化や、人工知能（AI）の急速な進化など、予測困難な時代を象徴する事態が生じています。また、家庭と地域のつながりの希薄化や身近な人から子育てを学ぶ機会の減少など、すべての教育の出発点である家庭教育を支える環境も大きく変化しています。

このような大きな時代の転換期を迎え、私たちは今、改めて「教育とは何か」について真剣に考え、従来の教育の在り方に固執することなく、これからの社会変化を生き抜くために必要な教育を実践していかなければなりません。

今回の生駒市教育大綱の改定に当たり、「教育とは何か」について以下のように再定義します。

憲法をはじめ多くの法律で、生存・思想・良心・言論・職業選択の自由など、全ての人が対等に自由な存在であることを理念的に保障されています。しかし、どれだけ法で自由であることが保障されていても、「自ら生存する力」「言葉を交わす力」「職業に就く力」などに加え、経済協力開発機構（OECD）のラーニング・コンパス 2030 に明記されている「新しい価値を創造する力」「対立やジレンマを克服する力」「責任ある行動をとる力」など、それぞれの個人が実際に自由になるための力を得ることができなければ、法で保障された自由は実態を伴わないものになってしまいます。

教育は、全ての人が生きたいように生きられる、生きる道を選択できる自由な存在であることができるよう、上に示した必要な力を育むことで、法で理念的に保障されている各人の自由権を実質的に保障するものです。教育によって育まれるべき力は、読み書き計算をはじめとするいわゆる学力だけではありません。人が自由に生きるためには、他者の生きたいように生きられる自由もまた認めた上で、調整し合うことができなければなりません。こどものうちから、他者の人権や自由を認める感性もまた重要な力として育てていく必要があります。



教育が自由を実質的に保障する存在であることと表裏一体の関係にあるのが、教育基本法第 1 条にもあるように、一人ひとりが地域や社会をつくるのは自分自身であるという、主権者としての責任を自覚し、責任を果たすために必要な知識や能力を身につける存在としての教育です。変化のスピードが速く不確実性が高い時代だからこそ、また、定住意向の強い市民が多く市民活動が盛んな生駒市だからこそ、一人ひとりが地域や社会、地球規模の課題などについて学び、意見を表明し、行動を起こすことにより、新たな挑戦が生まれ、変革の推進力となっていきます。

また、デジタル技術が普及した現在、そして未来は、社会制度の見直しや地域づくりなどに市民が直接参画できる機会や手段が生まれる時代でもあります。だからこそ、一人ひとりが当事者意識を持ち、それぞれの置かれた状況、条件、能力に応じた責務を果たせるような社会を、教育を通じて実現していきます。

ラーニング・コンパス 2030 でも、教育のゴールとして「個人そして社会全体のウェルビーイング」を位置付けています。個人だけでなく社会全体の自由や幸せを実現できる人を育てることが、これからの教育に求められています。

また、しばしば議論の対象とされる、教育における平等・公平と競争の考え方についても示します。

教育を受ける権利は、平等に与えられなければならないものであり、義務教育が終わる時点で、全てのこどもたちが学習指導要領で定める学力や、他者の人権や自由を認める感性を身に付けておく必要があります。

一方で、平等な機会が与えられても、障がいや病気などにより十分な知識や能力を育んでいくことが難しいケースもあります。その場合は、多様な教育の機会や適切な配慮を個々に講じるなど、福祉や医療などと連携し、こどもたちを公平に支える必要があります。

さらに、教育の機会均等や個に応じた支援に留まらず、全ての子どもたちが教育を通してウェルビーイングを実現するためには、新しい視点や手法を常に取り入れながら、こどもたち一人ひとりの興味関心や状況に応じた多様な学び方や学びの場を選択できる教育環境の整備が不可欠です。

近年、学校に通うことが難しい児童生徒の数は増えていますが、学校を楽しく通い学ぶことのできる場所にすることはもちろんのこと、オンラインで授業を受けられる環境や、学校の教室以外に多様な学びと成長の場をつくるなど、「不登校」という概念をなくすための具体的な取組が大切です。同時に、特定の分野に強い興味を持ち、特別な才能を持つ人を伸ばしていく教育にも今まで以上に注力する必要があります。

また、このような平等・公平が担保され、心理的安全性が高くお互いを認め合う環境が整っていれば、競い合いを通して互いに高め合う競争も多様な学びの一環であると考えます。

第3次教育大綱を策定するにあたり、数多くのワークショップを実施しました。教育に携わる幼稚園教諭・保育士、小中学校の教職員をはじめ、中学校生徒会や学童指導員、教育委員、社会教育委員、教育委員会事務局の各課の職員など、これからの教育について語り合いました。また、保護者、小中学生にはアンケートを行いました。そういった過程の中でも、自主性・主体性を育むことや、多様性を尊重することが大切という意見が多く、これまで述べてきたような教育の原理を、多くの人が暗黙のうちに共有・認識していることが分かりました。

ここでは、前述した教育についての再定義に基づき、いただいた多くの意見も踏まえながら、生駒市としての教育に関する最も重要な原理原則となる考え方を示しました。

I 第3次生駒市教育大綱の策定に当たって

1 教育大綱の位置付けと期間

生駒市の教育、学術及び文化の振興に関する総合的な施策の大綱（以下「教育大綱」といいます。）は、「地方教育行政の組織及び運営に関する法律」第1条の3の規定に基づき、総合教育会議での協議を経て市長が策定するもので、本市の教育行政の根本となる方針と位置付けるものです。

前大綱を策定した令和2年6月から4年が経過し、推進期間が満了を迎えることから、社会情勢等の変化や新たな教育課題に対応していくため、基本理念、基本方針等において改定を行うものです。本大綱は、策定の日から4年間をもって改定の区切りとしますが、随時見直しの機会を確保します。

2 教育大綱の4つの特色

教育大綱の特色は以下の4つです。

(1) 関係者や市民の「協創」による策定

総合教育会議において徹底的な議論を行ったほか、特に重点的に推進すべき分野について、こどもたちを含めた学校現場や社会教育機関など関係者からの意見聴取や、ワークショップ、パブリックコメントの実施など、みんなでつくる教育大綱をコンセプトに「協創(※1)」の考え方に基づいた策定プロセスを採りました。

(2) マニフェストや総合計画などとの整合性の確保と効果的な連携

教育大綱は、本市の教育行政の根本となる方針であり、市長の施政方針やマニフェストも反映しつつ、総合計画や他の関係する計画との整合性の確保・積極的な連携を図ることにより、学校教育はもちろん、社会教育、子育て・就学前教育など、幅広い学びの分野を考慮しながら、人、地域、そしてそれらを取り巻く環境という視点を持ち、実効性が期待できる教育大綱としました。

(3) 地域力を最大限生かした教育によるまちづくり

これから市の教育を支えていくためには、行政だけではなく、更なる地域力の活用が必要不可欠です。教育の全ての分野において、地域力を最大限生かした取組を進めることによって、生駒の「まち」の更なる活性化に資する教育大綱としました。

(4) 第2次生駒市教育大綱を踏まえつつ、4年間で実現すべき新たな方向性を整理

令和2年に策定した第2次生駒市教育大綱における推進状況を踏まえ、中長期的視点を維持しつつ、社会情勢等の変化や新たな教育課題に対応した方向性を再度整理しました。

(※1)協創

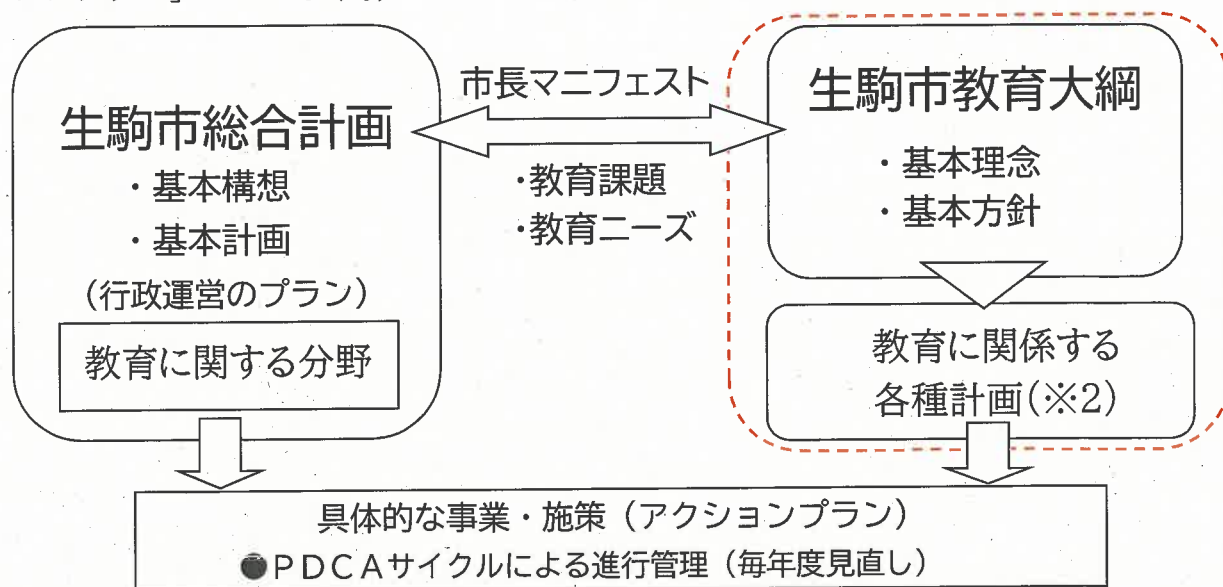
多様な主体が緩やかにネットワークを形成し、互いが共有できる価値や解決策を創造すること。

3 教育大綱と他の計画との関係

教育大綱は、前述の4つの特色を前提に、「基本理念」「基本方針」から成り立ち、「Ⅲ 教育大綱策定後の進行管理」によって、実効性を担保しています。

また、本市のまちづくりの指針であり、行政運営のプランである第6次生駒市総合計画第2期基本計画の中にも教育に関する分野について記載しています。総合計画は市の最上位計画であり、まちづくりを分野別に示したものの、教育大綱は本市の教育行政の根本となる方針であり、基本的には学びに関する計画という整理をした上で、市長マニフェストも反映した内容にしています。

個別具体の施策については、教育に関係する各種計画に位置付けられている具体的な事業・施策を中心に、教育大綱の基本方針に定めた内容を毎年度具体化し、社会変化に適切に対応していきます。(以下、これらの具体的な事業・施策のことを「アクションプラン」といいます。)



(※2)教育に関係する各種計画(教育委員会事務局が所管するもの)

方針・計画名	所管課	策定年月	根拠法令等	計画期間	内容
生駒市学校教育の目標	教育指導課	毎年度	教育委員会において策定	1年	生駒市が目指す子ども像、重点目標、目標実現に向けた取組を提示する。
生駒市社会教育基本方針及び重点目標	生涯学習課	毎年度	社会教育委員会において策定	1年	教育大綱の基本方針を基に社会教育の基本方針及び重点目標を定め、成果を検証しながら施策を推進する。
生駒市スポーツ推進計画	スポーツ振興課	R6年3月	スポーツ基本法第10条	10年	市のスポーツに関する施策を総合的に推進するための目標と目標達成のための方針を示す。
生駒市子ども読書活動推進計画	図書館	H17年3月	子どもの読書活動の推進に関する法律第9条	H17～	「伝えよう、どきどき、わくわくを！」を合言葉に、家庭・地域・学校が連携して読書環境の整備を進める。
生駒市通学路交通安全プログラム	教育総務課	H26年4月	(文部科学省からの通知による)	—	関係機関の連携体制を構築し、通学路の安全確保に向けた取組を実施する。

Ⅱ 第3次生駒市教育大綱の基本理念と基本方針

1 基本理念

自分らしく「遊ぼう」「学ぼう」「生きよう」 みんなでいこまを楽しもう

今、社会が大きく変動し、多様化が進んでいます。

将来の予測が困難な時代にあって、学びの自由を尊重し、誰一人取り残さない、置き去りにしないことを根幹に据えながら、自分たちの地域・社会・コミュニティは自分たちでつくるという主体性を確立するためには、教育の基本である「信頼して・任せて・支える」ことを改めて大切にしなければなりません。その上で、学びを通じた「人づくり、つながりづくり、地域づくり」によって、一人ひとりの自律、尊重、創造、対話が進み、社会の変化を恐れず、むしろワクワクする挑戦の機会ととらえることで人生をより楽しむことができます。

自分らしく「遊ぶ」とは、目的にとらわれず、自由に発想し、行動し、おおいに日々を「楽しむ」こと。

自分らしく「学ぶ」とは、生涯を通して、ライフステージに応じて、知り、経験し、成長し続けることを「楽しむ」こと。

自分らしく「生きる」とは、遊び、学び、人や地域との関わりやつながりを通して、自らの居場所や役割を見つけ人生を「楽しむ」こと。

そのような市民の毎日が、ますます素敵な「いこまびと(※3)」を育て、ひいては、自分らしく輝けるステージ「いこま」、大きく羽ばたいた後にもいつかは戻ってきたくなるまち「いこま」を創り、誰もが活躍できる楽しく豊かな未来へとつながっていくのです。

(※3)いこまびと

生駒を愛し、「共同・協同・協働」や「自立・自律」ができる人。互いに認め合い、人を思いやる豊かな心と、国際化の時代に対応できる力を持ち、社会で生き抜く人。

平成27年10月及び11月に開催したワークショップでは、「こんな人になりたい」「こんな人でありたい」と思う生駒市民のことを「いこまびと」と表現し、「いこまびと」を目指して、どう学び合えばよいのか等グループ討議を行った。

2 基本方針

基本方針1 主体的に楽しく学ぶ人であるために

1 あらゆる世代の主体的な学びの推進

- ① こどもたち一人ひとりが、自分のペースで自分に合った学び方を選択し、必要に応じて必要な人と共に学び合えるような授業づくりを推進します。また、様々な個性や特性を持った全てのこどもたちが孤立感を覚えることなく、安心して個別最適な学びに向かえるよう、学級ではもちろん、時に学年を超えて学び合えるような心理的安全性の高い学校づくりを推進します。
- ② 日々の授業において探究的な学びを充実し、自分なりの問いを立て、自分なりの仕方、自分なりの答えにたどり着く、こどもたちの自己決定を尊重します。その際、大学・企業・地域団体等の多様な担い手と協働しながら新しいものを創造していく力を育みます。
- ③ 社会を大きく変えうる技術革新が急速に起こっている社会背景を踏まえ、学校教育においては、各教科の知識や考え方を教科の枠にとらわれず横断的に学習する取組を推進します。
- ④ 保護者のニーズや社会の変化も踏まえながら、「遊び」を通して創造的な「学び」につなぐ就学前教育の充実や、一人ひとりに寄り添った保育の充実に取り組みます。また、幼稚園・保育所・こども園・小学校がつながって、幼児期の教育から小学校教育への円滑な接続を目指します。
- ⑤ 「得意」や「好き」な分野で様々な学びができる機会を充実し、人生やキャリアを意識しながら将来の予測が困難な時代においても自分らしく生き抜く力を育てます。
- ⑥ デジタル・ネイティブ世代であるこどもたちはもちろん、あらゆる世代の市民一人ひとりが AI を含むデジタル技術について学び、責任ある市民として積極活用しながら社会参画するための能力習得を支援します。また、AI そのものの基本原理や個人・社会への影響について学ぶことも推進します。

2 多様性を認識・尊重し行動できる態度の養成

- ① 国籍、LGBTQ、障がいの有無、不登校、特別な才能を持つ子等、一人ひとりの個性や多様性をありのまま受け入れ大切にし、誰もが挑戦、活躍、貢献できる機会を持つことで自己肯定感を高めます。また、その経験を通じて、他者を承認し、他者からの承認を得られるよう、相互承認の感性を育みます。
- ② 教職員・家庭・地域が協働し、こどもたちが多様な人間関係を育めるような学校園づくりを進めます。また、学校運営や地域において、こどもたちが自ら課題を見つけ、対応案を考え、周りの協力を得ながら具体化するなど、自分たちのことは自分

たちで決めるという主体性を育む取組を進めます。

- ③ 一人ひとりの個性や多様性を理解・尊重する学びを大切にし、いじめを決して許さない学校づくりをはじめ、こどもたち一人ひとりが生命の大切さを学ぶ具体的な機会を確保します。また、トラブルに対応する力を高める心の教育を重視し、相手を尊重することで自分たちで解決していく力を育成します。
- ④ 全てのこどもたちが共に過ごすためのインクルーシブな場や機会と、一人ひとりに応じたきめ細かな配慮を両輪とした教育を進めます。

基本方針2 学びを通してつながり合える地域であるために

1 学びをきっかけとした市民同士の交流や新たな活躍の機会づくり

- ① 年齢や障がいの有無、国籍等、置かれた状況に関係なく全ての市民が自分らしく活躍できるよう、身近な地域において自ら学びたいときに学び、新たな知識や情報を得るなど、主体的な学びを通して自己実現や他者とのつながりを得られる機会の充実を図ります。
- ② 自身の得意分野やスキルを生かした市民同士の学び合いにより、若者も含めた幅広い世代の市民が地域で活躍する機会の拡充や世代間交流の推進、学びの継続を図ります。
- ③ 本を通したコミュニティをつくり市民のネットワークを構築するため、図書館をまちづくりの拠点とし誰もが学べる機会を設け、人と本、人と人が出会える場を創出します。
- ④ 市民が芸術に触れる機会や文化芸術活動の成果を発表する機会を広げるとともに、「音楽のまち生駒」の推進など市民との協働による取組を通して文化の担い手を拡充します。
- ⑤ 本市の伝統文化や歴史について学ぶ機会を提供するとともに、調査研究の成果等を通して幅広い世代の市民が地域への愛着を深められる取組を進めます。
- ⑥ こどもから高齢者、障がい者等あらゆる市民が、興味や目的に応じてスポーツを楽しむことができるように、それぞれのライフスタイル・ライフステージにあったスポーツを楽しめる機会をつくります。
- ⑦ こどもたちが、将来にわたりスポーツ・文化芸術活動に継続して親しむ機会を確保するため、学校部活動の地域移行を見据え、新たな地域クラブ活動の推進や実施主体の活動支援等を行います。
- ⑧ 文化・歴史・スポーツ・読書等の活動を通じて、市民一人ひとりが個性を生かした役割を持って、まちづくりや地域づくりで活躍できるような取組を具体化します。

2 市民同士がゆるやかにつながり、学び、支え合える基盤づくり

- ① 様々な学びを通じて「人づくり・つながりづくり・生きがいづくり」を実現するほか、地域課題への関心を高め、地域づくりへの意識を醸成します。
- ② 地域学校協働活動や市民自治協議会、自治会による複合型コミュニティ等と連携し、学校や地域を拠点とした市民同士の学び合いや居場所づくりとともに、親子と地域とのつながりづくりを進めます。
- ③ こどもたちが安心して成長できるよう、家庭・地域・学校園・事業者・行政が連携し、地域全体でこどもを見守り、育む土壌を育てます。
- ④ 家庭・地域・学校園の連携により、こどもたちの豊かな成長を育むことができるような取組を進めながら、複合的な機能を持ち地域の拠点となるよう、地域に開かれた学校園づくりを進めます。
- ⑤ こどもたちが自ら本に手を伸ばし、読書の楽しさを共有できるよう、こどもの読書推進に取り組むため、家庭・地域・学校園の連携を強化します。
- ⑥ 多くの市民がより気軽に文化・スポーツ活動に参加できるよう、関係機関や関係団体、地域との連携を強化します。

基本方針3 多様な学びを支える環境づくりのために

1 「楽しい学校園づくり」のための学校園運営体制の整備

- ① こどもたち・教職員にとって学校園がより楽しいと感じられるよう、対話を通じて、安心と挑戦との両方を具体化できる学校園づくりを進めます。
- ② 教職員にとって働きがいがあり、社会変化に応じたスキルや力を身につける機会を確保するためにも、教職員の働き方改革に取り組み、指導・運営体制の充実やデジタル化などの業務改善に取り組みます。
- ③ 多様な働き方を選択できるよう柔軟な制度運用を通して、慢性的な講師不足や教職員のなり手不足の解消に向けた取組を進めます。

2 こどもたちの新たな学びを創出する環境整備

- ① 学校園の整備に当たっては安全性を第一とすることに加え、こどもたちと教職員が居心地よくリラックスできる空間を整備します。また、こどもたち一人ひとりの個別最適な学びを実現するために必要な教室・設備を確保すると同時に、他学年のこどもたちや地域の関係者、遠く離れた多様な人たちと共に学ぶ協働的な学びを実現するための環境整備を進めます。
- ② 楽しく通い、学ぶことのできる学校環境をつくることはもちろんのこと、学校の教室以外の場所でも安心して学べるよう、全てのこどもたちにとって居心地がよく、個性を発揮しながら成長できる多様な環境・場づくりを進めます。

- ③ 多様化する学童保育ニーズに対応するため、指導員確保などによる体制づくりや、知識や能力の向上のための人材育成を含めた学童保育環境の整備を進めるとともに、民間事業者による学童保育事業への参入など、保護者やこどもたちのニーズに対応できる環境整備を促進します。
- ④ 待機児童解消を継続し、多様化する保護者ニーズに応えるために、保育所の整備や新たなサービスの検討、公私連携幼保連携型認定こども園への移行を計画的に進めます。
- ⑤ 家庭教育の重要性を認識すると同時に、家庭間の経済格差など、こどもたちの置かれた状況にかかわらず学びを進めることができるよう、これまで以上に教育部局と福祉部局とが連携し、地域共生社会の中での教育の役割や在り方について検討し、具体化します。

3 全ての市民が安心して学び成長できるための環境整備

- ① 市民の生涯学習やスポーツ活動の拠点となる各施設の整備に当たっては、多様化する利用者ニーズを踏まえ、地域活動の活性化につながるような管理方法や施設全体のあり方を検討します。
- ② 市民が郷土の歴史を通してまちへの誇りや関心を高められるよう、市内に存在する文化財の保存を進めるとともに、歴史学習への活用や積極的な情報発信を行います。
- ③ 様々な生きづらさや困難を抱える市民が、自分のペースで成長しながら自己有用感を持って社会生活を送ることができるよう、安心して過ごせる居場所の確保も含め相談・支援体制の充実を図ります。
- ④ 子育てや家庭での心配ごとについて、気軽に相談できる機会やこども自らが相談できる環境を整備し、児童虐待などを未然に防止するとともに、家庭教育の重要性を啓発し、支援を進めます。

Ⅲ 第3次生駒市教育大綱の進行管理

生駒市教育大綱については、4年に1回の改定としていますが、毎年度策定するアクションプランについては、実行と改善を絶えず繰り返し、実効性を担保したシステムとします。また、教育大綱策定の趣旨を広く周知する機会を設定するとともに、基本理念や基本方針に込めた想いを、よりそれぞれの事業に反映できるようアクションプランをはじめとした取組を進めていきます。

なお、外部評価については、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第26条の規定に基づき、教育委員会の権限に属する事務の管理執行状況について、学識経験者による点検・評価を行うこととなっており、これを活用して行うものとします。